

「令和3年度島根県食品衛生監視指導計画（案）」に対するご意見とご意見に対する県の考え方

R3.3.19 島根県薬事衛生課

募集期間 令和3年2月12日～3月12日

意見提出者 1名

No.	ご意見の内容（概要）	県の考え方
1	<p>「第4 食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項 1. HACCPに沿った衛生管理の普及・推進」の「衛生管理計画の作成や記録の作成及び保存について支援」について</p> <p>6月からはHACCP制度化もはじまり、食品等事業者は手引書にそって、また手引書を参考にしながら、自ら衛生管理計画を作成、運用されると思います。今後は計画に従って運用し、記録し、点検や見直しなどが実施され、生きた衛生管理計画にしていくことが求められるのではないかと考えます。そのことが安全な食を提供することや自らを守ることにもなり、事業の継続性や発展に寄与していくのではないかと思います。</p> <p>このような計画の運用は、その意図や目的を理解し継続的に運用することが肝要かと思えます。単なる計画で終わらないように行政からも継続した働きかけが必要なのではないかと思います。指導計画（案）にもあるように、まずは計画の作成、記録の作成・保存と思えますが、HACCPで求められている検証、また事業の継続性や発展の観点も加味すれば、ここに“点検（検証）”や“見直し”について加えることが、HACCPの理解や運用、事業者への意識付けからも大切なのではないかと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえて修正します。</p>